

令和7年9月3日

姫路駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

番号	件名	納入（履行）場所	納期（履行期限）	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
49	姫路（7）206号建物コンクリート側溝補修	陸上自衛隊姫路駐屯地	仕様書のとおり	7.9.3	7.9.12 10時30分	7.9.12 10時30分	なし	総品目総額決定

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 契約機関名（担当）：陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊（濱尾）

電話番号：079-222-4001（内線347） FAX：079-222-4006 メールアドレス：[ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp)

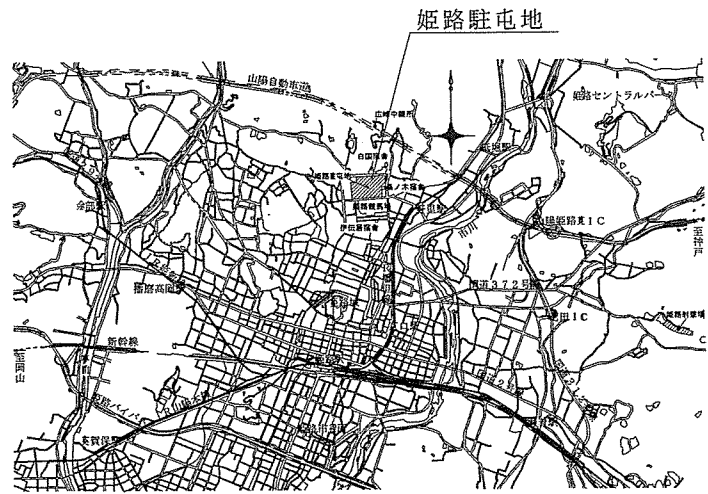
仕様書の内容に関する問い合わせ先：）姫路駐屯地業務隊 長瀧（内線342）

# 仕 様 書

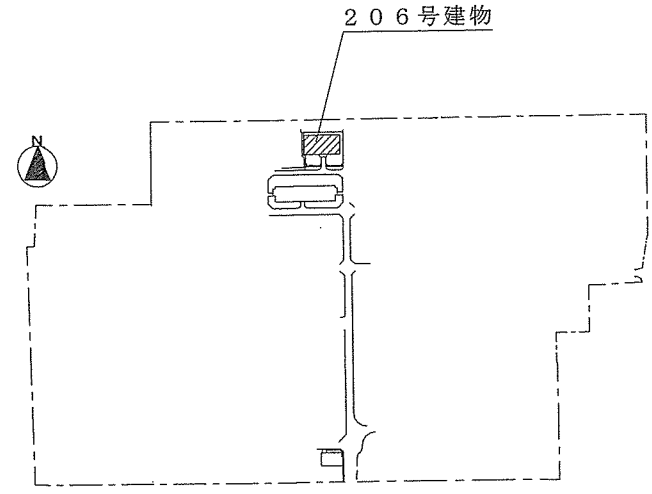
- 1 件 名：姫路（7）206号建物コンクリート側溝補修
- 2 場 所：兵庫県姫路市峰南町1-70 陸上自衛隊姫路駐屯地
- 3 期 間：契約締結日から令和7年12月19日（金）まで
- 4 概 要：206号建物のコンクリート側溝補修
- 5 一般事項
  - (1) 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸整備について、共通的な必要事項を規定する。
  - (2) 適用基準  
本整備は、特記仕様によるほか、以下の基準、その他の関係諸法令及び地方自治条例等に基づき施工する。  
・国土交通省大臣官房官庁管轄部監修  
ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）  
イ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
  - (3) 本仕様書は、該当整備に関連する事項のみ適用する。
  - (4) 軽微な変更  
本整備は、図面より現場の納まり、取合いを優先する。よって軽微な変更が生ずる場合は監督官と協議しその指示により行う。その場合、請負金額の増減又は期間の延長はしないものとする。また、施工にあたって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け受注者の責任において実施する。
  - (5) 材料等  
ア 本整備は、請負以前に現地確認のうえ予め整備構想、使用の材・数量等を提示すること。  
イ 材料は、全て新品（指示する一部除外）とし監督官の検査を受け合格したものを使用する。材料は、日本工業規格（JIS）等を標準とする。これらの規格にないものについては官側の指示を受け受注者の責任において実施する。  
ウ 材料置場等は、監督官の指示した場所とする。
  - (6) 施工の検査  
整備は予め官側が指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。
  - (7) 立 会  
整備完成後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。
  - (8) 整備写真は、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理のうえ提出するものとする。
  - (9) 整備に必要な電気・水道は、受注者の負担とする。
  - (10) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。（各種溶接作業を含む。）
  - (11) 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法規を遵守して行うものとする。また、整備場所への作業員の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難及び他事故防止受注者の責任において管理すること。
  - (12) 施設に損傷を与えた場合は遅延なく監督官に報告すると共に官側指示の記載事項を備えた報告書を提出、じ後は官側の指示に基づき受注者の責任において原状回復する。
  - (13) 作業時間  
・ 整備実施時間は、特記事項による。特記事項に記載なき場合、原則平日午前8時15分から午後5時とする。休日の作業が生ずる場合は、監督官と事前に協議するほか日時を変更する場合においても事前に監督官の承認を受けるものとする。  
・ 整備工程の遅延回復、整備実施上の都合により、監督官において作業時間の伸縮又は夜間作業の必要を認めた場合は、受注者はその指示に従うこと。  
・ 貸与された設計図書等がある場合は、すべて完了検査合格後、監督官に返納すること。

- (14) 整備に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
- (15) 本整備における施工保証は、完了検査合格後6箇月間とする。
- 6 特記事項
  - (1) 受注者は、整備着手前に必ず現地確認を行うこと。
  - (2) 整備にあつては、監督官に実施要領を事前に説明・協議し、既存設備等に損傷を与えないよう注意して工事を行う。万一、損傷を与えた場合は受注者の責任において復旧する。
  - (3) 撤去工事  
U字溝（内幅280mm 深さ道路側520～レンガ側300mm）長さ2,500mm（穀処分）
  - (4) 掘削量等 1 m<sup>3</sup>（防根シート処理含む。）
  - (5) 本整備で使用する材料は、雑材費も含め受注者が負担する。
  - (6) 発生材の処置  
撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督官の指示する場所に集積するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。
  - (7) 提出書類  
本整備に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
  - (8) 本整備期間の細部は、監督官と協議のうえ、その指示に従う。
  - (9) 本整備による瑕疵期間に不具合（表層陥没等）を認めた場合は、受注者の速やかな対応が提供でき、その原因に応じ受注者の責任において復旧改善措置が図られること。

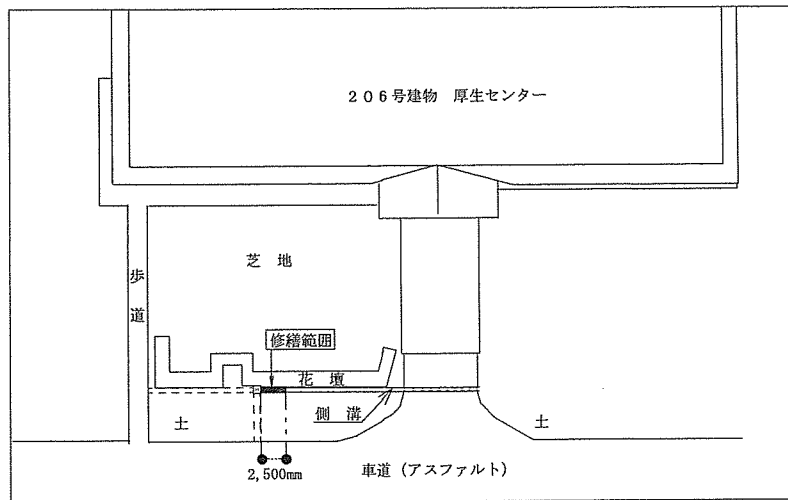
件 名	姫路（7）206号建物コンクリート側溝補修	
種 別	仕様書	図 番
姫路駐屯地業務隊管理科		1/2



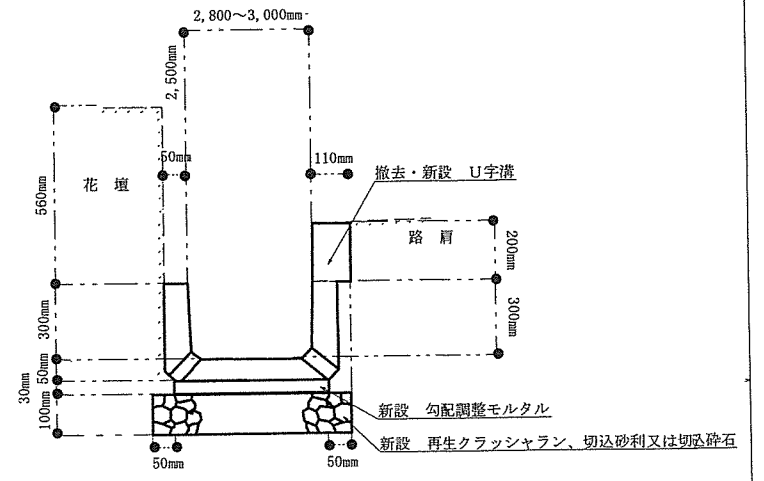
案内図 S=1:100,000



配置図 S=1:6,000



平面図 S=1:X



修繕箇所断面図 S=1:X

件名	姫路(7) 206号建物コンクリート側溝補修	
種別	案内図・配置図・平面図・断面図	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	1/2



